

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 8 月 24 日

支出負担行為担当官
沖縄県警察会計担当官
井澤 和生

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 沖縄県警察機動隊における P A S ・ S O G ・ 高圧ケーブル取替工事
- (2) 工事場所 沖縄県警察機動隊（沖縄県うるま市字大田33番地）
- (3) 工事内容 電気工事
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- (5) 本工事は、入札手続を紙入札にて行うものとする。
- (6) 本工事は、競争参加資格の審査を入札執行前に行う事前審査型である。
- (7) 発注形態 単体発注
- (8) 本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 6 条第 1 項に規定する工事成績
評定案件である。工事成績評定については、完成検査及び既済部分検査を実施した時に
成績評定を行い、評定結果を請負者に対して工事成績評定通知書により通知する。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた建設業者であって、「令和 7 ・ 8 年
度内閣府競争入札参加資格有資格者名簿（建設工事）」において「電気工事」として登
録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立て
がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申
立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けて
いること。）であること。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき
再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でない
こと。
- (4) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果
通知書が有効期限内にあること。
- (5) 国又は地方公共団体が発注した電気工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了
した施工実績を有すること。
- (6) 次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
ア 1 級又は 2 級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であるこ
と。
イ 配置予定の主任技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に 3
ヶ月以上の雇用）があること。
- (7) 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の開札日までの間において、他の契約担当
官の指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参
照）。
- (9) ~~原則として、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは大
事面において関連がある建設業者でないこと。~~

~~なお、「設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。~~

~~【~~

(10) 次の各号のいずれにも該当しない者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ その他、選定の適正さが阻害されると認められる場合。

3 入札及び開札

入札書は、紙入札書を持参もしくは郵送により提出すること。

(1) 入札書提出期間、場所

- ア 提出期間
令和8年9月18日（金） 午前8時30分から午後4時00分までの間。（午後零時から午後1時を除く。）
- イ 提出場所
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県警察本部警務部会計課営繕係 098-862-0110（内線2274）

(2) 入札書の提出方法

- ア 直接による場合
氏名（法人の場合はその名称及び商号）、「令和8年9月24日開札、沖縄県警察機動隊におけるPAS・SOG・高圧ケーブル取替工事 入札書在中」と封筒に朱書きし封印したものを提出する。（別紙参照）
- イ 郵送による場合
二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒に氏名（法人の場合はその名称及び商号）、「令和8年9月24日開札、沖縄県警察機動隊におけるPAS・SOG・高圧ケーブル取替工事 入札書在中」と朱書きし、封印したものを提出する。（別紙参照）
簡易書留、またはこれに準ずるものとし、電報及び電送による入札は認めない。

(3) 開札日時、場所

- ア 開札日時
令和8年9月24日（木） 午後1時30分
- イ 開札場所
那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部1階警察資料館

4 入札参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに資格確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(1) 資格確認資料の提出期間等

ア 提出期間

令和8年8月24日（月）から令和8年9月4日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後4時00分までの間。（午後零時から午後1時を除く。）

イ 提出場所

上記3(1)イに定める場所と同じ。

ウ 提出方法

上記ア、イの期間及び場所に持参するか、簡易書留による郵送（上記アの期間内に必着。）で提出するものとする。

エ 提出部数：1部

(2) 入札参加資格の確認結果通知

令和8年9月11日（金）までに書面にて通知する。

(3) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限

競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 提出場所

上記3(1)イに定める場所と同じ。

ウ 提出方法

書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

契約担当者は、説明を求められたときは、説明を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

5 資格確認資料及び設計図書の交付期間、交付方法

(1) 交付期間

上記4(1)アに定める期間と同じ。

(2) 交付方法

入札説明書、資格確認資料等

沖縄県警察ホームページの入札情報ページよりダウンロードすること。

パスワードについては、上記3(1)イに問い合わせること。

<https://www.police.pref.okinawa.jp>

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除とする。

(2) 契約保証金

免除とする。

7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

(2) 入札書、委任状には、工事件名をこの入札公告の記載に従い記入すること。

- (3) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を上記 3 (1)アに規定する日時までに持参により提出すること。

9 工事費内訳書の提出

本工事は、全ての入札参加者に対して第 1 回目の入札に際し、第 1 回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 工事費内訳書の様式は別紙「工事内訳書」を使用し、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。
- (2) 上記 3 (1)アに定める期間に入札書を提出する際に、「令和 8 年 9 月 24 日開札、沖縄県警察機動隊における P.A.S・S.O.G・高圧ケーブル取替工事 内訳書在中」と封筒に朱書きし、入札書とは別封筒で同時に提出すること。
- (3) 工事費内訳書を提出しない場合、入札に参加できない。
- (4) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることができる。
- (5) 工事費内訳書には、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金を記載すること。（入札金額の内訳には、別添「重要なお知らせ（入札内訳に関する注意点）」及び「労務費に関する基準の運用方針」（令和 7 年 12 月国土交通省）を参考に記入すること。）

10 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

11 落札者の決定方法

- (1) 予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ~~＝(2) 最低価格が低入札調査基準に該当するときは、低入札価格調査（積算資料等の詳細資料の提出、積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求める。）を実施する。なお、積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」として落札者としなかった場合がある。＝~~

12 契約書作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

13 その他

- (1) 資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資格確認資料は返却しない。
- (4) 提出期限日以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (6) 入札参加者は、沖縄県警察競争契約入札心得（国費関係）、建設工事請負契約約款及

び設計図書を熟読し、これを遵守すること。

- (7) 本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。
- (8) 工期は、事情により変更することがある。
- (9) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) その他詳細は入札説明書による。

14 本入札に関する質問・回答

- (1) 提出期間
公告開始日から令和8年9月4日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後4時00分までの間。（午後零時から午後1時を除く。）
- (2) 提出場所
上記3(1)イに定める場所と同じ。
- (3) 提出方法
上記(1)、(2)の期間及び場所に持参するか、簡易書留による郵送（上記(1)の期間内に必着。）で提出するものとする。任意様式とする。
- (4) 回答方法
上記4で競争参加資格有りと確認された者に対し、令和8年9月11日（金）までに書面にて回答する。

入札説明書

「沖縄県警察機動隊におけるPAS・SOG・高圧ケーブル取替工事」に係る入札等については、関係法令及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争参加資格

- (1) 入札公告2(5)に示す条件の詳細は下記のとおり。

平成28年4月1日から一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期限日までに、国又は地方公共団体が発注した同種工事（電気工事）を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

- (2) 入札公告2(8)に示す条件の詳細は下記のとおり。

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、沖縄県警察競争契約入札心得（国費関係）第6条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合

2 競争参加資格の確認等

- (1) 資格確認資料は、「第3号様式(1)、様式1・様式2」により作成すること。

- (2) 資格確認資料は、次に従い作成すること。

ア 配置予定技術者の資格等（様式1）

(ア) 様式1に技術者名及び必要事項を記入すること。

(イ) 技術検定合格証明書、資格者証、免許証の写しを添付すること。

(ウ) 当該技術者との直接的な雇用関係の存在を証明できる資料の写し（住民税特別徴収税額通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等）を添付すること。

(エ) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、資格確認資料を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「沖縄県警察建設工事及び庁舎管理業務の請負又は委託契約に係る指名停止等の措置並びに指名停止審査会に関する要綱（平成19年2月25日制定）」（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止を行うことがある。

イ 施工実績（様式2）

(ア) 上記1(1)に掲げる資格があることを判断できる施工実績について、様式2に工事名及び必要事項を記載すること。

(イ) 記載する施工実績の件数は1件でもよい。

(ウ) CORINS登録をしている場合は、竣工時カルテ受領書及び工事カルテ（一般データ、技術データ）の写しを添付すること。

(エ) CORINS登録をしていない場合は、契約書及び工事内容（実績）が証明できる資料を

添付すること。

- (3) 上記(1)に定める資格確認資料のほかに、競争参加資格を確認するため下記の資料も提出すること。

ア 「暴力団排除に関する誓約書、役員等の名簿（別記様式第1号）」

イ 「建設業の許可について（通知）（写）」

ウ 「競争参加資格審査結果通知書（写）」

エ 「現在事項全部証明書」（3ヶ月以内に発行されたものとし、写しでも可とする。）

オ 「経営事項審査結果通知書（写）」

- (4) 競争参加資格の審査結果は、資格確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年9月11日（金）までに書面にて通知する。

3 配置予定技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、資格確認資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、入札公告2(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

4 支払条件

- (1) 前金払

前金払を請求できる額は、契約金額300万円以上の工事で請負代金額の10分の4以内とする。

~~(2) 中間前金払~~

~~＝本工事は中間前金払対象外工事である。~~

- (3) 部分払

なし。

5 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (5) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。その場合において代理人が入札を行う場合は別紙「委任状」の提出をしなければならない。（開札当日に提出）

6 その他

- (1) 落札者は、上記2(2)の資格確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (2) 資格確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

現 場 説 明 書

工事名称：沖縄県警察機動隊におけるPAS・SOG・高圧ケーブル取替工事

沖縄県警察本部警務部会計課

- 1 工事名称 沖縄県警察機動隊におけるPAS・SOG・高圧ケーブル取替工事
- 2 工事場所 沖縄県警察機動隊（沖縄県うるま市字大田33番地）
- 3 工期 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
- 4 工事概要 図面記載のとおり
- 5 工事範囲 本工事設計図書（本書を含む。）に示す工事の施工一切

6 提出書類等

- (1) 別紙1に記載する書類は契約締結後に遅滞なく提出すること。
- (2) 完成図書は別紙2に基づき提出すること。

7 現場代理人及び主任技術者（契約書第10条関係）

工事請負契約書第10条に基づき行う現場代理人及び主任技術者等の通知は、別紙2の現場代理人通知書により行う。

~~なお、共同企業体の場合は、代表構成員は監理技術者を、構成員は主任技術者をそれぞれ当該工事現場に専任で配置しなければならない。~~

8 官公署への手続き

- (1) 本工事に必要な官公署及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続きは、遅滞なく行い、かつ、これらの手続きに要する費用はすべて請負業者の負担とする。
- (2) 資材の搬出入についての手続きは、所轄警察署及び道路管理者等と十分調整のうえ、請負業者が行うこととし、実施に当たっては関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止には十分配慮すること。
- (3) 大気汚染防止法及び沖縄県生活環境保全条例に基づく「特定粉じん排出等作業実施届出書」を作成し、管轄する保健所へ提出すること。
- (4) 大気汚染防止法及び沖縄県生活環境保全条例に基づく「特定粉じん排出等作業完了届出書」を作成し、解体工事完了後速やかに、管轄する保健所へ提出すること。

9 支給材料及び貸与品（契約書第15条関係）

- (1) 支給する工事材料及び貸与する建設機械器具は以下のとおりとし、引渡場所及び時期については、監督員の指示による。

品 名	数 量	品 質	規格・性能

- (2) 支給材料及び貸与品は、工事の完成、設計変更等によって不用となった時は、監督員の指示により、速やかに返還しなければならない。

10 工事用水・工事用電力

当該工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは請負業者で行い、かつ、その設置に要する費用・使用料金等は請負業者の負担とする。

11 工事用看板等

- (1) 工事用看板の規格・寸法は別紙3による。
- (2) 安全表示板、交通表示板を現場内外の必要な箇所に設置する。

12 着工前の隣接施設の調査及び周辺への配慮

工事により隣接施設（土地、家屋、工作物及び道路等）を汚染、損壊しないように十分な予防措置を取り、また、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ずること。汚染、損壊した場合は、現状回復すること。

なお、工事に先立ち、現場内外における隣接施設の状態を調査及び写真撮影等により記録すること。

以上は、搬入経路についても同様とする。

13 埋設物等

工事中に敷地内より不発弾、文化財、埋設管等の埋蔵物や埋設物を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、指示に従うこと。

14 使用資材の統一

同一現場が複数の工区に分かれている場合、構造、意匠、機能、耐久性及び維持管理の観点から、使用資材は、原則として各工区において同一資材（材質、形状、寸法、重量、同一メーカー品）を使用すること。

15 工程管理等

- (1) 原則として、週 1 回の工程会議を開催すること。
- (2) 安全衛生対策協議会を設置し、毎月 1 回以上の会議を行うこと。

16 資材等の運搬

- (1) 土砂等の運搬が運送契約により行われる場合は、正規の運送免許を受けた者及び車両を使用すること。また、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分行うこと。
- (2) 現場より資材を搬入・搬出する場合はゲートに誘導員等を配置し、安全管理に十分配慮すること。

17 中間検査（契約書第32条関係）

工事目的物について、工事施工中の中途において指定する出来形部分は、下記のとおりとする。
()

18 部分引渡し（契約書第39条）

工事目的物について、工事の完成に先立って引渡しを受けるべき部分は、下記のとおりとする。
()

19 瑕疵検査

請負業者は、工事完成後 1 年及び 2 年以内に、沖縄県警察本部警務部会計課の指示により瑕疵検査を受けなければならない。なお、この検査で発見された瑕疵は、速やかに修復しなければならない。

20 その他

- ~~(1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休 2 日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休 2 日促進工事（完全週休 2 日（土日）Ⅱ型）であり、詳細は別紙 4 のとおりである。~~
- (2) 工事中に発生する産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。
- (3) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので適性に処理すること。
- (4) 使用する再生資材は、原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度資材（ゆいくる材）とする。なお、工事で発生した建設廃棄物は原則としてゆいくる材の認定を受けた施設に搬出すること。

(5)デジタル工事写真の黒板情報電子化については、別紙5のとおりとする。
別紙1

契約後速やかに提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	着手届	A 4	1	
2	工程表	A 4	1	契約後15日以内
3	現場代理人等通知届	A 4	1	経歴書、実務経験証明書、関連資格写し
4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	A 4	1	
5	建設労災補償共済等確認願	A 4	1	
6	労働保険関係成立証明書	A 4	1	
7	火災保険、組立保険等	A 4	1	
8	受注時工事カルテ受領書	A 4	1	
9	再生資源利用計画書	A 4	1	
10	再生資源利用促進計画書	A 4	1	
11	建設工事下請通知書	A 4	1	
12	請負代金内訳書	A 4	1	

随時提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	建設工事下請通知書	A 4	1	
2	施工計画書	A 4	1	各工種着手前
3	使用材料承諾願	A 4	1	規格、寸法等必要資料添付
4	施工図	A 4	1	総合図承認後
5	試験成績書	A 4	1	各種材料
6	材料検査調書、材料搬入報告書	A 4	1	材料搬入ごとに

毎月5日迄に提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	定期報告書	A 4	1	監理業務受注者の審査後
	(1) 工事履行報告書	A 4	1	
	(2) 工事工程表（実施）	A 4	1	契約工程表の写しに累計出来高を表示
	(3) 工事状況報告書	A 4	1	各月ごと
	(4) 工事写真	A 4	1	各月ごと
	(5) その他必要書類	A 4	1	各月ごと

既済検査時に提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	請負工事既済部分検査請求書	A 4	1	契約書に掲げる回数以内
2	工事出来高内訳書	A 4	1	
3	請求書	A 4	1	既済検査終了後

完成時に提出する書類

	書 類	規格	部数	備 考
1	完成通知書	A 4	1	
2	引渡書	A 4	1	
3	請求書	A 4	1	検査合格後
4	県産建設資材使用状況報告書（総括）	A 4	1	
5	再生資源利用計画書（実施書）	A 4	1	
6	再生資源利用促進計画書（実施書）	A 4	1	

別紙 2

完成図書

	書 類	規格	部数	備 考
1	一般文書綴 ①契約書（写）、②現場説明書（写）、 ③工程表、④現場代理人等通知書（写）、 ⑤建設業退職金共済制度の掛金収納書 （写）、⑥建設労災補償共済等確認願、 ⑧建設工事保険（写）、⑨その他関係 文書・書類	A 4	1	
2	進捗状況報告書 ①工事月報、②工事日誌、③実施工程 表、④工程会議録、⑤工事打合せ簿、 ⑥材料搬入（検査）記録簿、⑦県産建 築資材使用状況報告書	A 4	1	
3	工種別工事関係書類 ①施工計画書、②資材承諾書、③施工 （承認）図、④品質証明書、⑤下請通 知書、⑥工事写真	A 4	1	
4	完成図	A 3	3	A 4 版観音製本(青表紙)
5	CD-ROM（完成図(CAD, PDF)・工事写真）	—	1	
6	取扱説明書	A 4	1	
7	保守・保全に関する資料	A 4	1	
8	保証書	A 4	1	クリアホルダーに収納
9	工事完成書類引渡書	A 4	1	目録含む

※ 詳細は監督職員の指示によるものとし、上記以外にも必要があるものは適宜作成する。

別紙 3

工事用看板の規格・寸法等は、原則として下記により請負契約ごとに作成することとするが、監督員の承諾により関連工事請負業者の共同作成とすることができる。

工 事 名 称：

工 期：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

発 注 者：支出負担行為担当官 沖縄県警察会計担当官 井澤 和生

監 督 員：沖縄県警察本部警務部会計課

設計・監理：

施 工 者：

大きさ：縦900mm×横1,800mm程度

背景色：ホワイト

文 字：丸ゴシック体、グレー色、300ポイント程度

額 縁：四方アルミ、グレー色

○. デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、営繕工事写真撮影要領 3. (3) 撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRY PTREC暗号リスト)」 (URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領 3. (3) 撮影方法による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、2. に示す小黑板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領 4. で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL (<https://www.jcomsia.org/kokuban/>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

【指導事項】

ダンプトラック等による過積載等の防止について

- 1 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- 2 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4 さし枠の装着または、物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者を排除すること。
- 7 上記1～6のことについて、下請契約における受注者を指導すること。

数量公開説明書

1 数量公開とは

営繕工事における数量公開とは、設計金額のもととなる工事内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を、参考資料として公開、提供するものである。

2 提供する電子データについて

数量公開にあたり提供する電子データは次のとおりとする。

- (1) 「数量公開説明書」PDF形式 ※本紙
- (2) 「数量書」PDF形式

3 数量書の取扱いについて

数量書は、発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札者等の積算、工事費内訳書の作成の効率化を図ることを目的に公開、提供するものであり、建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではなく、参考資料（参考数量）として取扱うこととする。

4 数量書の範囲について

数量書は、設計金額のもととなる工事内訳書から、単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものとし、原則として全数量を公開範囲とする。

5 数量書に対する質問について

- (1) 本数量書に対する質問は、入札説明書等に対する質問とは区別すること。

質問がある場合は、入札公告の「14 本入札に関する質問・回答」に従い質問書を提出すること。

なお、数量そのものの差異等に関わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料等も併せて提出するものとする。

- (2) (1)の質問に対する回答は、入札公告の「14 本入札に関する質問・回答」に従い閲覧に供する。

仕 様 書

1 件名

沖縄県警察機動隊におけるP A S・S O G・高圧ケーブル取替工事

2 工事場所

沖縄県警察機動隊（沖縄県うるま市字大田 33 番地）

3 工期

契約日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで

4 工事概要

沖縄県警察機動隊に設置されているP A S・S O G・高圧ケーブルの新設・撤去工事

5 業務内容

No	項目	数量	単位
	1-1 新設工事		
1	高圧気中負荷開閉器 7.2KV 200A SUS 方向性 VT・LA 内蔵型 モールドコーン	1	台
2	操作ロープ エスロンロープ 赤・緑＝各8M	1	箇所
3	ステンレスバンド SFT-N212(φ350 以内)	2	本
4	6KV 高圧ケーブル EM-CET38 口(EE タイプ) <FEP 内>	150	m
5	6KV 屋外端末処理材 屋外碍子型 EM-CET 38 口	1	組
6	6KV 屋内端末処理材 屋内プレハブ型 EM-CET 38 口	1	組
7	端末処理固定金物	1	組
8	ブラケット固定金物	1	組
9	ケーブル札	6	枚
10	消耗雑材料	1	式
11	労務費	1	式

	1-2 撤去工事		
1	高圧気中開閉器 7.2KV 200A	1	台
2	6KV 高圧ケーブル CV-T 38 口	150	m
3	6KV 端末処理材 屋外碍子型 CV-T 38 口	1	組
4	6KV 端末処理材 屋内プレハブ型 CV-T 38 口	1	組
5	労務費(撤去)	1	式
6	清掃費 マンホール内排水 清掃	4	箇所
	1-3 機械費／直接工事費		
	高所作業車(賃料) トラック架装 バスケット型 12m 200 kg	1	式
	1-4 縁切り・接続／直接工事費		
	沖縄電力引込線切離し・接続	1	式
	1-5 産業廃棄物運搬処分費／直接工事費		
	産業廃棄物運搬・処分費	1	式

6 検査及び引渡し

作業完了時に作動確認を行い、発注者の検査を受けること。

7 提出書類

現場説明書 6 (2) のとおり

8 注意事項

- (1) 工事は、本工事仕様書により施工するほか、仕様は国土交通省大臣官房長官官繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（建築、電気設備、機械設備工事編）」に基づき、監督員の指示を受けて施工するほか、関係法令、基準等に定めがある場合にはこれに基づいて施工すること。

- (2) 本工事に係る搬入及び搬出、輸送、機器試験調整、雑材、消耗品等の費用は本契約にすべて含むものとする。
- (3) 発生材は、指定品以外は原則としてすべて場外処分とし、関係法令を遵守すること。
- (4) 受注者が、設備及び備品に損傷を与え、もしくは紛失、不具合、事故を発生させた場合は、受注者の責任において完全に修復すること。第三者に損害を及ぼした場合についても同じとする。
- (5) 作業日程については、事前に発注者と打合せのうえ行うこと。
- (6) 本工事において交換した部品の外観点検等を行い、その所見及び評価・記録写真を報告書に添付すること。
- (7) 本工事の契約締結後、契約金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、発注者と特注者との協議のうえ決定すること。
- (9) その他、疑義が生じた場合は、発注者と協議しその指示に従うこと。